

令和4年2月3日

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）
指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
指定障害児入所施設
指定障害児通所支援事業所
指定相談支援事業所

開設法人代表者様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に係る個別協議の実施について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年12月24日付けで通知させていただいたとおり、県では、障害福祉施設等における感染拡大防止の支援策として、「障害福祉サービス事業所に対するサービス継続支援事業」を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者に対応した障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において必要となった、いわゆる「かかり増し経費」を予算の範囲内で補助しております。

障害福祉サービス事業所等へのサービスの継続に必要な経費の支援を実施するに当たり、集団感染や感染者が複数回にわたり発生するなど特別な事情により基準単価を超えて補助する必要がある場合は、厚生労働省に個別協議の上、必要と認められた場合に限り基準単価を超えて補助いたします。

つきましては、サービス種別ごとの基準単価を超えて補助を希望する場合は、期日までに個別協議書等を県へご提出ください。同一法人で複数の事業所について個別協議をする場合には、ご法人で取りまとめの上、県へご提出ください。

なお、個別協議の結果、サービス種別ごとの基準単価を超えて補助することが国に認められた場合であっても、予算の範囲内での補助となることをご了承ください。

1 提出物

- (1) 様式1：「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業個別協議書」
- (2) 様式2：「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業個別協議書（個票）」

(3) 申請内容の根拠となる資料

- ※ 厚生労働省に提出する資料となるため、提出漏れがないことを確認の上、資料の取りまとめ及び送付をお願いいたします。

2 申請〆切

令和4年2月10日（木）

3 提出方法

郵送

4 郵送先

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1 障害サービス課福祉施設Gあて

※ 本申請は、基準額を超えて助成する必要性が生じた場合に申請いただくものであり、見込段階での申請はお控えください。

※ 申請期日以降に個別協議が必要となった場合にはご相談ください。

問合せ先

福祉施設グループ 角田

電 話：045-285-0738（直）

メール：ken-shisetsu@pref.kanagawa.jp